私立高等学校等に対する私学助成政策の政治過程に関する調査研究

―埼玉県私立学校助成審議会の導入経過とその運用を事例として―

木　村　康　彦

1．はじめに

本研究は，埼玉県私立学校助成審議会を事例として，同審議会が導入されるまでの政策形成と政策実施の様相を分析することにより，私立高等学校等に対する私学助成政策の政治過程を明らかにするものである。埼玉県私立学校助成審議会とは，「私立学校に対する助成の更なる適正化及び効率化を図る」（埼玉県私立学校助成審議会条例第１条）ことを目的として，「私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項について審議する」（同条例第２条）ために任意で設置された，埼玉県知事の諮問機関である。全都道府県に設置された私立学校審議会とは異なり，条例を根拠とした同様の審議会は，埼玉県のほかに，東京都と愛知県にのみ，設置されている。なかでも埼玉県は 2012 年 4 月に私立学校助成審議会が設置されており，東京都や他県からの政策波及過程も見ることができる，数少ない事例であることから，研究事例として取り上げる。

本研究では，私立学校助成審議会設置条例が導入されるまでの政策形成過程と私立学校助成審議会による私学振興助成政策の合意形成過程の２点を，各種文献調査と埼玉県総務部学事課職員並びに埼玉県議会議員・埼玉県私立学校助成審議会委員の宮崎栄治郎氏（肩書はインタビュー当時）および埼玉県議会事務局職員からのインタビュー調査によって確認していく(1)。

2．先行研究の整理

最初に，地方公共団体における審議会は，一般的にどのような機能を担っているのかを検討したい。川﨑は，諮問機関としての審議会の役割を「行政の民主化」「行政に対する専門知識の導入」「国民の利害の調整」の３つに分類しており，中立的な第三者機関として行政に関与させることで，行政の透明性や公正さを確保する手段となることが期待されていると述べている(2)。また，高木は，教育関係審議会においても同様の傾向がみられるとしており，一般的な審議会制度の問題点として，①行政構造の複雑化，②審議会が事務局ペースで運営されることによる御用機関化，③行政機関への批判を回避するための手段（隠れ蓑）となることなどを挙げている(3)。同様に，新川も，審議会を用いた行政手法に対しては，そのメリットとデメリットが先行研究で数多く指摘されているとしつつも，審議会が「現実の地方自治体政策のダ

イナミックな展開を可能としてきている側面は否定できない」と評価している(4)。

そして，浅田は，生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第 10 条に基づいて，都道府県が任意に設置する生涯学習審議会を研究対象として，審議会行政の機能を分析している。浅田によると，現行の生涯学習審議会制度について，生涯学習にかかわる「利害」が理念的，価値的なものにとどまらず，すぐれて物質的で即時的でもあることから，利害関係を有する関係機関・団体等の参加が不可欠であるが，必ずしもその点を十分に踏まえた委員構成になっておらず，制度の実質化に課題が残るとしている。また，物質的で即時的な面を包含する生涯学習振興行政においては，特に審議内容の「情報公開」が強く要請されており，審議過程が明らかになることで，「利害関係」には置かれ得ない「生涯学習」に関わる諸「問題」についても一定の合意形成を図れると総括した(5)。生涯学習審議会は担当部局が教育委員会の場合と知事部局の場合があるのが特徴的であるが，私立学校行政の主管も知事部局が担っており，同じ教育政策を対象とする審議会として，示唆に富んでいると思われる。

3．私立学校助成審議会の概要

「私立学校助成審議会」の概要を論じるに当たり，まずは同じく私立学校行政に関する審議会として都道府県が設置する「私立学校審議会」について述べておきたい。

私立学校審議会とは，私立学校法第 9 条を根拠として，全都道府県に設置が義務付けられている法定の審議会である。私立学校法第 8 条第 1 項の規定による私立学校の設置・廃止，同法第 31 条に基づく学校法人設立にかかる寄附行為の認可，同法第 60 条の学校法人に対する措置命令，同法第 61 条の解散命令の発令などに際しては，都道府県知事が都道府県私立学校審議会へ事前に諮問しなければならないと定められている。また，私立学校法第 9 条第 2 項により，私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について，都道府県知事に建議する権限を持つ。

一方の私立学校助成審議会は，都道府県知事が条例等を根拠として置くもので，私立学校に対する助成金の各年度の配分方針やその他私学振興助成に関する重要事項について審議する合議体を指す。法令上は，地方自治法第 202 条の 3 に規定する，知事の附属機関として取り扱われている。私立学校助成審議会は東京都が 1958 年に東京都私立学校助成審議会条例（1958 年 4 月 1 日条例第 10 号）により設置しているほか，愛知県には愛知県学校法人等助成審議会条例（1977 年 6 月 30 日条例第 31 号）に基づいて「学校法人等助成審議会」という名称で設置されており，条例を根拠としている審議会だと埼玉県が 3 例目となる。

松坂によると，私立学校審議会は，「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項」を建議する権限を有することから，法令上は私学振興助成に関する建議を行うことも可能だとしている(6)。しかしながら，私立学校審議会は私立学校助成審議会と異なり，恒常的に私立学校振興助成政策を提言するための機関ではない点に留意する必要がある。

４．埼玉県私立学校助成審議会の政策形成過程

埼玉県私立学校助成審議会は，どのような政治的背景があり，設置が決まったのだろうか。埼玉県私立中学高等学校協会によると，2006年度に「埼玉県が全国で私立学校等経常費補助金（生徒一人当たりの単価）が最下位であること，その配分基準が明確に計算できないこと，更にその補助金額の確定が年度末の三月であること，等[7]」の事情により，私立学校経常費助成を主管する審議会の設置を求める要望書を県当局・県議会に提出したことがきっかけであったとされる。要望を受けて，2007年度から埼玉県が「埼玉県私学助成制度検討会」を発足させて4回にわたり補助制度の在り方を検討したものの，常置の機関とはならなかったという。そのため，2006年度以降も私学団体側から要望や請願といった形で私立学校助成審議会の設置運動が続けられ，2011年10月には埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会による「私学教育振興のため，公費補助のさらなる充実等を求める請願」が埼玉県議会で採択された。常置の私立学校助成審議会が2006年時点で設置されなかったことについて，埼玉県議会2011年9月定例会へ私立学校助成審議会設置を求める請願書が提出された際に，埼玉県議会総務県民生活委員会で自由民主党の野本陽一委員が問題として取り上げたので，その審議経過を引用する[8]。

野本委員：請願の中で，理由（2）において，「『私立学校助成審議会』の新設について」とあるが，東京都ではこのような審議会を設置している。本県でも委員会で私が4～5年前に質問して，このような審議会を設置しようとなり設置したはずだが，どうなっているか。また，その中で，学校関係者のうち私学関係者だけ除かれてしまったと聞いている[9]。

学事課長：本県では本請願にあるような審議会は過去に設置していない。

野本委員：設置しているはずである。それでは何を作ったのか。

学事課長：助成の在り方について，検討会という形で設置している。

野本委員：学事課がそのように矮小化している。なお，東京都では審議会を設置して，予算と配分の仕方をオープンな形で私学助成を行っている。そのような形を本県でも作るということで委員会で審議したはずだ。何を設置したのか。

学事課長：「私学助成制度検討会」というものを設置した。その中で，私立小中学校運営費補助金の在り方，高等学校運営費補助金の在り方について検討した。その結果，運営費補助金の在り方として，特色ある運営をしている学校に対して配分する必要があるということになった。

このように，県行政当局と県議会議員との間で認識に開きがあったことが示されている。

2011年9月の請願書では，それまでの補助金配分方法が「東京都に比べ，本県の補助金の配分の在り方に透明性が欠ける面が」あり，「実態として，配布された『配分基準』を見ても，各学校が自校への配分額を計算するのが難しい状況にある」として，現行の経常費補助制度の

課題点として挙げつつ，「東京都で昭和 33 年度から設置されている『私立学校助成審議会』（議会・行政・学校関係者・第三者で構成）のような組織を設置して開かれた補助金政策の実施を，是非とも願いたい」としている(10)。

埼玉県議会総務県民生活委員会での請願審議では，この点について社会民主党の佐藤征治郎委員から心当たりはあるかを学事課長に質問したところ，次のように回答している(11)。

> 配分基準の概要や主な変更点等は，毎年 5 月に開催される教頭・事務長会議において説明している。また，本年度に新設されたグローバル人材枠については 4 月に説明会を開催している。より詳しい配分基準については，各学校から提出された事業計画に基づき補助単価等を決定し 11 月には学校に提供している。しかし，現状の配分基準については，例えば，生徒納付金の値上げのために補助金を減額する場合，消費支出比率など経営状況によって減額幅が変わるなど複雑であることから，分かりにくいという指摘はいただいている。

そして，学事課長は「学校に対して示している配分基準で，具体的な補助金額を計算することは可能だと考えている」と答弁しているが，野本委員より次のような反論がなされていた(12)。

> 埼玉県では，予算が多いか少ないかなど，そのときの状況で助成金額が変わってしまう。また，交付基準を 11 月に決めているが，これでは私学側は予算も立てられない。［中略＝引用者］埼玉県では小さな基準がたくさん作られており，点数を足したり引いたりしているから，わからなくなるのである。

こうした議論を経て，請願が採択される。その後，同年 11 月 18 日に私学団体が主催している埼玉県私学振興大会においても，「他都府県の例にならい，私学助成に関する第三者検討委員会（私立学校助成審議会）を組織して下さるよう，知事並びに県議会に強く要望する」と決議もなされた。私学団体による訴えや埼玉県議会での議論を見る限り，東京都から政策波及したことが読み取れるだろう。

そして，2011 年 12 月 8 日には埼玉県議会の議会運営委員会に自由民主党から埼玉県私立学校助成審議会条例を議員提出議案として提案したいという発言がなされ(13)，12 月 14 日に同委員会で正式に提出されたことが報告された。そして，同じく 14 日の本会議で宮崎栄治郎議員により提案理由の説明がなされたが，その際にどのような経緯で条例案提出に至ったかを宮崎議員が以下の通り述べている(14)。

> 九月定例会において，私立学校助成審議会の新設などを求める「私学教育振興のため，公費補助のさらなる充実等を求める請願」が採択されました。また，十一月十八日に開催された埼玉県私学振興大会の中で，「私学助成に関する第三者検討委員会を組織するよう，知事並びに県議会に強く要望する」との決議がなされました。私たち自由民主党県議団ではこれらを受け，私学振興懇話会において調査研究を行ってま

いりました[15]。その結果，補助金の配分基準を学校側がより分かりやすいものとすることや配分の透明性を一層高めることなど，私立学校に対する助成の更なる適正化及び効率化を図るべきであるとの結論に達しました。

なお，同条例案に対する質疑がある場合には，「発言通告書の提出期限は，議案の提案説明終了後の休憩中，速やかに」とされていたが[16]，宮崎議員の説明終了後に発言通告はなく，そのまま総務県民生活委員会へ付託された[17]。最終的には，12 月 22 日に本会議で起立総員によって原案通り可決されている。そして，12 月 27 日に埼玉県私立学校助成審議会条例が公布され，翌年 4 月 1 日に施行して，審議会が設置された。

埼玉県私立学校助成審議会条例は，議員提案政策条例として，制定されたことが特徴的である。一般的に知事提案の条例と比べて，議員提案で成立する条例は少ない。実際，埼玉県私立学校助成審議会条例が公布された 2011 年は，議員提案で成立した政策条例だと他に埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例のみとなっている。同様に前年の 2010 年は 1 本，翌年の 2012 年は 2 本というように，2006 年からの過去 10 年では，おおよそ 1 年に 0 ～ 3 本程度であった[18]。

ここで，私学行政を牽引するアクターとその動きについて，簡単にまとめたい。条例案の制定過程を見ると，本事例では，「私立学校アクター」「政治アクター」「行政アクター」の 3 つを観察することができる。

最初に，「私立学校アクター」とは，私立学校・私学関係団体などの利益団体のことである。私学助成問題の当事者である私立学校アクターが，私学振興助成上の政策課題解決の方途として，私立学校助成審議会設置を要望するところから，本事例は始まる。県議会へ請願書を提出するために政治アクターへ様々な働きかけを行った。審議会設置後は，後述するように審議会委員として私学政策に参画している。村松は，私学団体について，私学教育への公費助成を求めているという点で利益団体の中でも分配志向団体に分類しているが[19]，請願や要望を通じて，県議会議員から賛同を得ようとしたことがわかる。

次に，「政治アクター」である県議会議員は，請願書を紹介する過程から，私立学校助成審議会設置に動き出して，関係者と協議しながら条例案を立案した。審議会設置後は，審議会委員として私学政策に参画している。

そして，「一般行政アクター」である県行政当局は，条例案策定の過程で一般的には政治アクターへ情報提供等を行うことはあるものの，本事例では条例制定後から審議会の制度を整備する形で政策形成に関与したという[20]。審議会設置後は審議会事務局として私学政策に参画した。

条例案の制定過程を見てみても，県行政当局よりも，むしろ県議会議員のようなアクターが積極的に，本政策の実現に動いていたとみることができる。総括すると，本事例では私立学校アクターからの意見・要望を起点として，政治アクター（県議会議員）が中心となって政策を実現していた。こうしたことから，本事例はボトムアップ型の政策形成過程をたどったと捉えられるだろう。

５．埼玉県私立学校助成審議会の機能と役割

第１節で述べたように，埼玉県私立学校助成審議会は「知事の諮問に応じ，私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項について審議する」（同条例第２条）ことを所掌事務とする諮問機関である。埼玉県の場合は私立小中高等学校への経常的補助を「私立学校運営費補助金」という名称で交付しており，配分に当たっては「基礎配分」と「政策誘導配分」の２つの配分枠を設けている。前者の基礎配分とは，人件費などの経常的な経費に対してその一部を補助するものである。そして，後者の政策誘導配分とは，教育条件の向上あるいは特色ある教育の実施などといった県行政当局が進めている私学政策を実施するように促進するために行っているものである。いずれの配分枠についても，私立学校助成審議会の審議対象となる。

また，埼玉県では，私立小中高等学校と同様に，私立幼稚園や私立専修学校・各種学校にも運営費補助金の制度を設けている。ただし，埼玉県議会が学校種を分けた上で予算金額を既に議決したものを，知事が配分する際に審議会へ諮問を行う仕組みのため，私立幼稚園の当年度補助予算を削減して，その分を私立小中高等学校に手厚く配分するように答申するようなことはできないようになっている(21)。

請願などでは，補助金決定プロセスなどを早めることが求められていたが，実際どの程度の迅速化が実現したのだろうか。埼玉県私立学校助成審議会が結成される前年度である2011年度と，埼玉県私立学校助成審議会条例施行から１年後となる2013年度の私立学校運営費補助金（小・中・高等・特別支援学校(22)）に関する交付事務の予定表や審議会の開催時期などを表１と表２で比較してみる。

８月に通知される内示額とは，小・中・高等学校の場合，原則として前年度の最終交付額に交付割合60％を乗じて得た額となっている。そのため，各私立学校が最終的な私立学校運営費補助金の交付金額を把握することができるのは，早くとも配分基準が通知されて以降になる。

配分基準が決定される前に事業計画書の提出をされることになるが，各私立学校へは前年度で使用した事業計画書の様式をもとに提出をさせて，もし配分基準決定後に新しい項目を設ける必要があれば，追加で提出を求める形になるだろうとのことである(23)。

表１　2011年度の運営費交付金関連事務日程

時　期	交付事務などの内容
２月下旬～ ３月下旬	埼玉県議会２月定例会で私学振興関係の予算を議決
６月上旬～ ７月上旬	事業計画書の提出
８月下旬	内示
９月上旬	交付申請
９月中旬	交付決定
９月下旬	第１回補助金交付
11月	配分基準を通知
翌年２月中旬	変更内示
２月下旬	変更交付申請
３月上旬	変更交付決定
３月下旬	第２回補助金交付
３月	実績報告

【出典】埼玉県の提供情報をもとに著者作成。

表２　2013 年度の運営費交付金関連事務日程

時　期	交付事務などの内容
2 月下旬～ 3 月下旬	埼玉県議会 2 月定例会で私学振興関係の予算を議決
5 月 31 日 （近年は， 6 月～ 9 月頃）	私立学校助成審議会開催
6 月上旬～ 7 月上旬	事業計画書の提出
7 月 5 日	配分基準を通知
8 月中旬	内示
8 月下旬	交付申請
9 月上旬	交付決定
9 月下旬	第 1 回補助金交付
11 月中旬	変更内示
11 月下旬	変更交付申請
12 月上旬	変更交付決定
12 月下旬	第 2 回補助金交付（基礎配分，政策誘導配分）
翌年 3 月	第 3 回補助金交付（グローバル人材育成枠，特別補助等）
3 月	実績報告

【出典】埼玉県の提供情報をもとに著者作成。

補助金の交付は，主として交付当年度の実績が評価されるものは年度末の 3 月に交付金額が確定する形になっているものの，交付前年度実績や当年度 5 月に確定する値で算出する項目については 12 月中に補助金交付を完了するようになっている。また，配分基準を確定させ，通知される時期も早まっていることが分かる。

ただし，2014 年度からは，埼玉県私立学校助成審議会の開催を年 1 回から年 2 回開催としている。2014 年度第 1 回が 6 月 17 日，第 2 回は 7 月 30 日で，2015 年度第 1 回は 6 月 18 日，第 2 回は 9 月 14 日開催となっている。審議会で配分方針が決定されるまでは配分基準を確定できないため，配分基準を各私立学校へ通知する時期は繰り下げられることになる。しかしながら，年 2 回の開催とすることで，第 1 回審議会で各アクターから配分基準に対する意見を公の場で聴取し，第 2 回審議会でこうした意見を反映した配分基準を提示することができる。

たとえば，2014 年第 1 回審議会では，近藤文彦委員から消費税増税部分についても補助することを検討するように発言があったことを受けて[24]，同年第 2 回審議会で事務局より「高等学校の基礎配分は，前年度の決算額を基礎といたしまして，その一定割合を補助いたします補助対象経費方式であるため，今年度の配分に消費税増税分が反映」されていないので当該部分を手当てすること，政策誘導配分においても生徒納付金が高額な学校には運営費補助金を減額する規定があるが，消費増税による負担増に相当する金額を値上げしても運営費補助金が減額されないように，基準額の引き上げを行うと表明した[25]。他にも，2014 年第 1 回審議会で幼稚園に対する運営費補助では「安全管理対策加算」という政策誘導配分がなされていたが，安全管理には本来ならば大規模な修繕費用がかかるのにもかかわらず，「10 万円以上から 20 万円未満で 5 万円の補助」といったように小さな安全策にまで予算措置をしており本当に必要とされるような巨額の安全管理に対する補助が手薄くなってしまっていることを指摘されると[26]，第 2 回審議会で事務局より，「選択と集中の観点，また零細的な補助は見直すべきとのご意見をいただきましたことも踏まえまして，補助対象となる経費の下限額を 10 万円から 50 万円に引き上げまして，補助対象経費の区分を 4 つから 2 つに簡素化しますとともに，

それぞれの加算単価を引き上げる[27]」ことにしたと説明されている。補助対象経費の見直すことで，必要な施策に補助金が集中して交付されるようになるとともに，制度を簡素化して私立学校側にとって分かりやすくすることができた。また，申請校数も絞られることから担当課の事務コストもわずかながら減少した可能性もある。もし要望を反映できなかったとしても，翌年度に向けた政策課題の把握と共有に役立つことも考えられよう。

今回，埼玉県総務部学事課職員と県議会議員の宮崎氏にインタビューしたが，いずれも審議会の設置で配分の透明性や公平性が高まったことや政策誘導配分の簡素化で配分基準をわかりやすくすることができたこと，補助金の交付時期の早期化を実現したことが，各私立学校から高く評価されているとのことだった。

そして，制度開始当初は想定されていなかったと思われるが，私立学校の不正支出に対する行政側の対応についても，一定の透明化が実現している。2015 年，埼玉県内の学校法人文理佐藤学園において，元学園長が個人として負担すべき費用を法人としての経費として申告していたことが関東信越国税局の税務調査で明らかになったが，埼玉県私立学校助成審議会において，宮崎委員から事件の経緯と状況説明を求める発言がなされているのである[28]。事務局から，状況の説明がなされ，再発防止に努めるとした。補助金の配分基準決定プロセスだけでなく，会計上の不正についても透明化が進んだ点は高く評価できるだろう。

6．埼玉県私立学校助成審議会の委員構成とガバナンスの在り方

本節では埼玉県私立学校助成審議会委員の選任方法について述べたい。埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱（以下，管理運営要綱）第 2 条では，委員の資格と人数について，学識経験のある者を 5 名以内，県議会の議員を 5 名以内，私立学校関係者を 5 名以内と定めている。このうち，県議会議員の選任は，同管理運営要綱第 3 条第 1 項の規定で，埼玉県議会議長から委員候補者を推薦することとなっている。そして，私立学校関係者の推薦については，同条第 2 項において，「埼玉県内にある私立学校の種類ごとに私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で，私立学校の総数の 3 分の 2 以上をもって組織されるものがあるときは，当該団体から委員候補者の推薦を受けるものとする」としている。

2012 年度の場合，私立学校関係委員は，社団法人埼玉県私立中学高等学校協会，社団法人全埼玉私立幼稚園連合会，社団法人埼玉県専修学校各種学校教育振興会に推薦を依頼して，委員の任命を行っている。県議会議員については，管理運営要綱の規定に従って，3 名の議員が任命されている。学識経験者については，日本公認会計士協会埼玉県会と埼玉弁護士会に推薦を依頼し，残る 3 名は研究者や埼玉県総務部長経験者，私立学校審議会の委員を選任していた[29]。

このうち，現職の県議会議員を任命することについて，条例案審議の際に慎重な意見も見られた。議論の流れを以下のように引用する[30]。

佐藤委員：審議会の委員については，第3条において15名以内と定められているが，提案者は委員の中に議員が入ることを想定しているか。
宮崎議員：審議会の委員の構成については，第9条のとおり知事が別に定めることとしており，知事に委ねている。
佐藤委員：議員が入らないという解釈でよいか。
宮崎議員：審議会の構成については知事に権限があり，知事に委ねている。
佐藤委員：審議会は，そこでの議論が執行部側の隠れみのに使われることが多い。また，議会の議員が審議会に入ると族議員が委員になったり，有力者が圧力をかけたりということになりかねない。
野本委員：族議員などと議会が自らをおとしめるようなことを言うべきではない。議会に対する侮辱である。委員長，注意してほしい。
委員長：佐藤委員に申し上げる。発言には十分気を付けてほしい。
佐藤委員：了解した。私は議員を委員にすべきではないと考えているが，そのような意味で，意見を付して認めることを想定しているか。
宮崎議員：意見を付けると言うことは，全く想定していない。すべての権限は知事側にある。私たちは私学の運営をしやすくすることを求める請願を受けて，これに賛同する形で条例案を提出するものである。
佐藤委員：議員が委員になると，場合によっては事前審査になる。私としては議員が委員になることを想定していないと解釈して，質問を終わりにする。

最終的な結果を見ると，県議会議員も審議会の委員として選任されることとなっている。第4節で引用した，2011年9月の請願書でも東京都と同じように審議会委員には県議会議員を含めるように求めているため[31]，これを知事（部局）が受け入れた形となっている。

佐藤委員からあった指摘は，先行研究でも一般的な審議会の問題点として言及されていることである。県議会議員が委員となることで審議会の場がさながら議会のような様相を呈して，事前審査の形になってしまうことも，制度設計上，考えられることだろう。しかしながら，もし審議会委員から県議会議員を外したとしても，行政側主導で審議会が運営されることにより，「執行部側の隠れみの」にされているという疑念を持たれてしまうことを回避できるわけではない。むしろ，私学振興助成予算を議決する県議会議員も審議会委員に加わることで，予算執行が適正になされているか，チェック機能を持たせることができる。私立学校助成審議会という場で，行政と立法，そして当事者である補助事業者，第三者の外部有識者が立ち会うことで，より透明な議論をすることができるのである。ただし，2012年から2016年までにかけて，県議会議員として選ばれた審議会委員の所属会派を見ると，いずれも自由民主党会派の議員であり，他会派の議員が委員に就任した実績が無い。現況のままでは運営費補助金の配分方針決定などに際して，特定の政党の意見しか反映されないということに繋がりかねない。県議会議員の審議会委員を増員して，他会派の議員にも門戸を開くことが望ましいのではないだろ

うか。

また，委員構成について，性別構成や男女共同参画の観点からの課題点も指摘されている。2012 年 10 月現在，埼玉県の定める，審議会等への女性の登用促進要綱第 3 条では，「審議会等における委員を委嘱し，又は任命する場合は，積極的格差是正措置を講ずることにより，できる限り男女の均衡を図るものとする。」と規定している。そして，同要綱第 4 条では，「審議会等の女性の委員の割合が 40％に満たないで委員を任命しようとする部長及び会計管理者（以下「部長等」という。）は，委員の任命を行おうとする日の 3 ヶ月前までに様式 1 により県民生活部長に協議しなければならない。」とある。2012 年 4 月 1 日に新規に任命された際は，審議会委員 11 名中，学識経験者 2 名しか女性が含まれていなかった。そのため，埼玉県総務部長が同県民生活部長に対して協議文書を起案しているが，女性を目標値以上，登用することができない理由について，次のように説明している[32]。

> 埼玉県議会議員委員については，埼玉県議会議長に推薦をお願いしていたが，男性議員 3 名の推薦があった。また，私立学校関係者については，推薦者である各団体に対し，女性候補の推薦をお願いしていたが，各団体からは，候補者として男性 2 名の推薦があった。各団体に確認したところ，審議会委員として責任をもって推薦するため，各団体の役員の中から候補者の人選をしているが，この中には女性が少ないとの説明があり，現時点で女性を推薦するのは困難であるとのことだった。

確かに，県行政当局としては，それぞれの推薦組織から女性候補を選ぶのは難しいと回答されている以上，対応のしようが無い。しかしながら，私立学校助成審議会は，教育関係の審議会であり，女性の視線は欠かせないと思われる。それならば，知事の承認の下で委員構成を変更して，私立学校に児童生徒を通わせている保護者や私立学校で働く教職員などといったアクターにまで対象に広げて，女性委員を広く募るということも考えられるのではないだろうか。埼玉県私立学校助成審議会が成立することの直接のきっかけとなった請願も私立学校の保護者団体会長が筆頭となって提出していることなども踏まえれば，私立学校経営に関わる利害関係者を幅広く招請することにも意義がある。多様なアクターの意見・要望を審議会という公式の場で表明することは，今後の私学振興助成政策を進める上でも有用であろう。

7．おわりに

私学助成政策の政治過程を図でまとめると，以下のようになる。審議会の設置以前については，私立学校アクターの要望を県議会や知事部局が吸い上げ，それをボトムアップしながら予算化する形で政策が形成されていた。しかし，審議会が設置されて以降は，ここに学識経験者

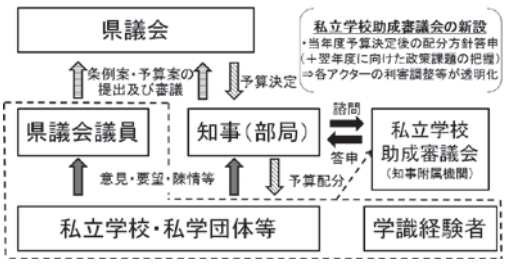


図 1　私学助成政策の政治過程

が加わったうえ，予算の配分に私立学校アクターなどが公式な場を通じて参画することで，合意形成がなされるようになった。これまで，インフォーマルだった利害調整等の過程が透明化したことがわかる。

私立学校助成審議会は，当事者の利害調整が可能な場であり，私学政策を牽引する重要な機会となっている。松坂の言うように，私立学校審議会でも法令上は私学振興助成についての建議を行うことは可能だが(33)，恒常的に行うことが条例等で特に定められない限り，埼玉県私学助成制度検討会のように，1回限りの建議で終了してしまうことが予想される。制度運用を考えたとき，私立学校振興助成政策について安定的に意見聴取をするのならば，私立学校振興助成に関する事項を明示した合議体を設置することが望ましいと言えるだろう。

また，私学振興の「利害」が理念的，価値的なものにとどまらず，すぐれて物質的で即時的でもあるという点は，浅田の生涯学習審議会と同様である(34)。しかし，私立学校助成審議会の場合は，関係機関・団体等の参加が実現しており，制度の実質化に大きく寄与している。また，学識経験者も含んでおり，中立性にも配慮していた。ただし，一方で，審議会委員の選任に際して，県議会議員の代表が特定の会派に限定されていることや，私立学校関係者に私学の教職員や保護者等が含まれていない点，男女比率には課題が残ると言えるだろう。

そして，高木も指摘するように，一見すると審議会の設置は事務コストの増大につながるように見えるが(35)，結果として運営費補助金交付事務の一部が迅速化している。

私学助成は，私学に通う児童生徒等やその保護者にとっても関心の高い政策課題であり，単なる利害調整を超えて，私学に通う児童生徒等の学習権保障にも直結する。ゆえに，生涯学習振興行政と同様に，物質的で即時的な面を包含する私学振興行政においても，審議内容の「情報公開」が強く要請される。審議過程が明らかになることで，「利害関係」には置かれ得ない，「私学振興行政」に関わる諸課題（とりわけ，私学に通う児童生徒等の権利保障）についても一定の合意形成を図れる。政治アクター，一般行政アクター，私立学校アクターといった利害関係者に加えて，公正な学識経験者等が公開の場で協議をする政治過程を設けることは重要だろう。

謝辞

本研究の実施に当たり，埼玉県議会議長（インタビュー当時：埼玉県議会議員・埼玉県私立学校助成審議会委員）の宮崎栄治郎氏，並びに埼玉県議会事務局および埼玉県総務部学事課の職員の皆様から，調査協力をいただきました。深く御礼を申し上げます。

付記

本研究は，JSPS 科研費 14J03532 および JSPS 科研費 26381103 による研究成果の一部である。

注(1)　インタビュー調査は，埼玉県総務部学事課職員からの聞き取りを 2015 年 7 月 28 日に埼玉県庁で，宮崎栄治郎氏および埼玉県議会事務局職員からの聞き取りを 2015 年 9 月 8 日に埼玉県議会議事堂で行った。いずれも半構造化面接法による。

(2)　川崎政司「審議会制度の功罪と展望：政策形成過程における審議会の役割と限界」『議会政策研究会年報』4 号，1999 年，121–155 頁。

⑶ 高木英明「教育審議会の機能」清水俊彦『教育審議会の総合的研究』多賀出版，1989年，9–21頁。
⑷ 新川達郎「審議会・懇談会と自治体政策形成」『都市問題』88巻1号，1997年，63–78頁。
⑸ 浅田昇平「都道府県における教育審議会に関する一考察：設置条例の検討から見た生涯学習審議会の在り方と課題」『種智院大学研究紀要』10号，2009年，18–33頁。
⑹ 松坂浩史『私立学校法』学校経理研究会，2010年，69頁。
⑺ 埼玉県私立中学高等学校協会「私立学校助成審議会の設置」『緑陰』1号，2012年，4頁。
⑻ 埼玉県議会事務局a『埼玉県議会総務県民生活委員会会議録：平成23年度9月定例会』2011年，9頁。
⑼ 引用箇所の後で，学事課長より，私学助成制度検討会には，私学振興・共済事業団関係者や私立学校校長が含まれていたと答弁がある。
⑽ 埼玉県議会事務局b『埼玉県議会会議録：平成23年9月定例会』2011年，資料107–110頁。
⑾ 埼玉県議会事務局a，前掲書，10頁。
⑿ 埼玉県議会事務局a，前掲書，11頁。
⒀ 埼玉県議会事務局c『埼玉県議会時報（平成23年12月定例会）』243号，2011年，4–5頁。
⒁ 埼玉県議会事務局d『埼玉県議会会議録：平成23年12月定例会』2011年，477–479頁。
⒂ 自由民主党私学振興懇話会とは，2010年8月に「県内における私立学校の振興と公教育の健全な発展のために，諸問題等の調査研究を行うこと」を目的として，①国・県・地方公共団体等への要望，②調査研究，③その他の活動を行う組織で，2011年度時点で47名の県議会議員が会員であったとされる。埼玉県私立中学高等学校協会「自由民主党私学振興懇話会」『緑陰』1号，2012年，1頁。
⒃ 埼玉県議会事務局c，前掲書，6頁。
⒄ 埼玉県議会事務局d，前掲書，540頁。
⒅ 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当「議員提案政策条例」http://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/giinteianjourei.html 2016年3月29日更新，2016年9月22日閲覧。
⒆ 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社，1986年，120–123頁。
⒇ 埼玉県総務部学事課職員インタビューより。
(21) 埼玉県私立学校助成審議会事務局a『平成25年度埼玉県私立学校助成審議会議事録』2013年，25–27頁。
(22) 幼稚園や専修学校・各種学校については，小・中・高等・特別支援学校と交付事務を行う時期が若干異なる。
(23) 埼玉県総務部学事課職員インタビューより。
(24) 埼玉県私立学校助成審議会事務局b『平成26年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録』2014年，17–18頁。
(25) 埼玉県私立学校助成審議会事務局c『平成26年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録』2014年，3–4頁。
(26) 埼玉県私立学校助成審議会事務局b，前掲書，18–20頁。
(27) 埼玉県私立学校助成審議会事務局c，前掲書，5頁。
(28) 埼玉県私立学校助成審議会事務局d『平成27年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録』2015年，2–4頁。
(29) 埼玉県総務部学事課公文書「埼玉県私立学校助成審議会委員の委嘱について」（平成24年度学事第286号）。
(30) 埼玉県議会事務局e『埼玉県議会総務県民生活委員会会議録：平成23年12月定例会』2011年，16–17頁。
(31) なお，愛知県学校法人等助成審議会条例第2条第2項の規定により，愛知県でも同様に，県議会議員を審議会委員に含めている。
(32) 埼玉県総務部学事課公文書「埼玉県私立学校助成審議会委員の選任にかかる協議について」（平成24年度学事第288号）。
(33) 松坂浩史，前掲書，69頁。
(34) 浅田昇平，前掲論文。
(35) 高木英明，前掲論文。